○農林水産省告示第千百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長崎県長崎市現川町三〇〇九の一、三〇〇九の二、三〇〇九の口

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長崎県西海市大島町字西長谷七七一三の一、七七三一の一、字東長谷七八四九、七八五一、七八五四の五、字浦頭四〇八の二、四〇八の三、四一一の一、四一二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長崎県長崎市上戸町四丁目二四三の二、二四四の二、二四四の口、二四五、二四六のイ、二四六の口、二七四の二、二七四の五、三七六から三七八まで、三八二、三九二の一、四〇七の口、四〇八、四一四、四三三の口、四三五の二、四三八、四三九の口、四五〇、四五三の一、四五三の一〇、六六一の一、六六二の一、六七六の一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県中津川市苗木字岩須六三九の一四

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県姫路市安富町栃原字奥山二三〇の五、二三〇の六、二三〇の三〇、二三〇の四〇、二三〇の六五から二三〇の六七まで、二三〇の七六、二三〇の一〇二、字ヤケ谷一四八の二三、一四八の五七、字奥河原一七九の一一、字足谷二一〇の八、二一〇の一四、二一〇の一八、二一〇の三九、二一〇の一〇七、二一〇の一〇九、二一〇の一一四から二一〇の一一六まで、二一〇の一五八、字東平岩二二四の一、二二四の一七、二二四の一九、字奥中山二三三の一、字口中山四五二の一九、四五二の二四、四五二の三〇

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町津具字泥沢二二の六三、二二の六四、字西高山二二の七七、二二の七八、字怒三堤一の三四、一の三五、川合字穴滝四の一、四の三から四の六まで、豊根村古真立字浜井場一〇、下黒川字本洞三の三、三の四、三の七、三の二一、三の二二、字東牧四三の一、四四、字西牧四七、字入山一、二の二、三の一から三の三まで、四、五の一、五の九から五の一一まで、六の一から六の七まで、字北ノ谷二一の二、二一の四から二一の一三まで、二二の二から二二の七まで、坂宇場字葦ノ平一の六七、一の七一、三沢字桑原沢一、富山字霧石二一・二二の二・二五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二三、二四の二、二四の三、字西又七、東栄町大字東薗目字焼山四から六まで、七の一から七の五まで、八、九、一〇の二、字ヌタノ本一四、一四の一、一五、一六の二、字古屋敷一、一の一、二、五、七、一一、一二、字大入二七、二八、三一、三三から三七まで、四三の一、五三の一、五三の三、五三の四、五四、五五の一、五五の二、五六の二、五八、六二、字丸山一から六まで、九の一、一〇、一一、一二の一、一六、一七、字琴瀬山四、四の一、六、八の七、字比枯四、大字三輪字中奈根五一、七七、七七の一、字上奈根一五、一一七、一一八、一二〇、一二一の二、大字月字巌久保六、字小向七、字西端沢六、九、一一の一から一一の三まで、一二、一三の一、一三の三、字ヲモ田二、九、一〇、一一の二、一九、二〇、字桐久保二、四、五、大字御園字下平三九、四〇、四〇の一、四二から四四まで、四三の一、四四の一、四六、四九、四九の二、五一の一、五一の三、字横野二、一一、一二、二〇の一、二〇の二、二一、二三の一、二三の二、二六、二七、二九の二、字大野九六、九七、字高遠六七の一、六七の二、七〇、七一の一、七二の一、七五の一、七六の一、七六の二、八三、八四、八四の一、八七、八七の一、八七の一、八七の二から八七の五まで、八八、九一、九一の一、九一の二、九三、九四、字ソンデ山四、一四、大字西薗目字上山一二の二、大字足込字黒滝一、大字振草字小林柏原六一、六五（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。